



熊本県公報

号外 第 3 0 号

平成 25 年 7 月 19 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則
..... (くまもとブランド推進課) 1

規 則

くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 7 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 4 6 号

くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則
くまもと県民交流館条例施行規則(平成 1 4 年熊本県規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「次の各号に掲げる施設又は設備(以下「施設等」という。)の区分に応じ、当該各号に定める期間内」を「条例第 7 条第 1 項に規定する会議室等(以下「会議室等」という。)を使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の 6 月前の月の初日(その日が休館日に当たるときは、その翌日以降の最初の開館日)から使用日の前日まで」に改め、同項各号を削り、同条第 3 項中「同項各号に定める」を「同項に規定する」に改める。

第 4 条中「施設等」を「会議室等」に改める。

第 5 条第 1 項中「別表第 1 に」を「別表に」に改め、同条第 2 項中「別表第 1 の備考 1」を「別表備考 1」に改め、同条第 3 項中「別表第 1 の備考 2」を「別表備考 2」に改め、同条第 4 項を削る。

第 8 条中「施設等」を「会議室等」に改める。

第 9 条第 3 号中「施設等をき損し」を「くまもと県民交流館(以下「交流館」という。)の施設又は設備(以下「施設等」という。)を毀損し」に改め、同条第 6 号中「はり付け」を「貼り付け」に改め、同条第 1 0 号中「もの」を「事項」に、「くまもと県民交流館(以下「交流館」という。)」を「交流館」に改める。

第 1 1 条中「施設等」を「会議室等」に改める。

第 1 2 条の見出し中「き損等」を「毀損等」に改め、同条中「施設等をき損し」を「交流館の施設等を毀損し」に、「くまもと県民交流館施設等き損(滅失)届出書」を「くまもと県民交流館施設等毀損(滅失)届出書」に改める。

別表第 2 中「別表第 1」を「別表」に改める。

別表第 3 を削る。

別記第 5 号様式中「くまもと県民交流館施設等き損(滅失)届出書」を「くまもと県民交流館施設等毀損(滅失)届出書」に、「き損(滅失)した」を「毀損(滅失)した」に、「き損(滅失)の」を「毀損(滅失)の」に改める。

附 則

- この規則は、平成 2 5 年 7 月 2 2 日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前のくまもと県民交流館条例施行規則の規定により提出されている届出書その他の書類は、改正後のくまもと県民交流館条例施行規則の規定により提出された届出書その他の書類とみなす。